

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第457号)

平成18年5月25日

※ 個人情報保護の観点から、本文中の「4 請求人の本件処分に対する意見」については、一部記載を省略しています。

横 情 審 答 申 第 457 号

平 成 18 年 5 月 25 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成17年7月29日教小中第346号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「3年〇組の児童間の人間関係上の問題及び当該教諭の指導等に関する報告書（平成16年3月16日付万騎が原小児童指導2号）（平成16年3月29日万騎が原小学校に係る記者発表資料の原議作製の基となった資料一式）」の個人情報非訂正決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会教育長が、「3年〇組の児童間の人間関係上の問題及び当該教諭の指導等に関する報告書（平成16年3月16日付万騎が原小児童指導2号）（平成16年3月29日万騎が原小学校に係る記者発表資料の原議作製の基となった資料一式）」を個人情報非訂正とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「3年〇組の児童間の人間関係上の問題及び当該教諭の指導等に関する報告書（平成16年3月16日付万騎が原小児童指導2号）（平成16年3月29日万騎が原小学校に係る記者発表資料の原議作製の基となった資料一式）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、横浜市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が平成17年5月2日付で行った個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 横浜市教育委員会の非訂正理由説明要旨

横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）から提出された非訂正理由説明書によると、本件個人情報については横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第37条第2項の規定に基づき全部を非訂正としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は審査請求人（以下「請求人」という。）の保護者から訴えのあった請求人をめぐる児童間の人間関係上の問題及び担当教諭の指導に関して、訴えのあった内容から問題点51項目について調査を行い、平成16年3月16日時点の調査結果を学校長が教育長に報告したものである。

(2) 本件個人情報中の5(3)「現在、1名との確認作業が終了したところである。」との記述について

平成16年3月15日市立万騎が原小学校において、1人の関係保護者と請求人保護者の間で学校長立会いのもと調査内容に基づく事実確認の話合いが行われた。学校長としては、話合いの結果、「いじめか。」という事実認識において双方の保護者の見解の相違はあったものの、相互理解の不足やコミュニケーション不足があった

ことに一定の同意が得られたと考えている。このため、この話合いの結果を受けて、学校はこの関係保護者間の事実確認作業は終了したと判断したものである。したがって、訂正の必要は認められないため、条例第37条第2項の規定に基づき非訂正とした。

4 請求人の本件処分に対する意見

請求人が、審査請求書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係わる処分を取り消し、訂正との決定を求める。
- (2) 今回の審査請求をするに際して、現在の請求人保護者の偽らざる気持ちは空しさである。今回だけでなく、これまでの不服申立ての度に、事実を証明する資料を求められ、いずれの時も自分たちの主張が正当であると判断するに足る十分な証拠を提出してきたつもりであった。しかし、その度に実施機関からは提出資料の内容からは認められないとの返事があった。ならば今回、そしてこれまで請求人保護者が提出してきた多くの証拠の資料は一体何だったのかと、そう問わせてほしい。請求人保護者が自分で作った全くでたらめの資料として提出しており、嘘だというのか。
- (3) 請求人保護者は当事者として、当時の学校の様子がより真実に近づく為に、様々な物を提出してきた。この行為で今回の事態を起こした説明責任を、自分なりに果たしてきたつもりである。しかし、請求人には証拠資料を求めながら、もう一方の当事者が「違う」と発言しただけで、「違う」具体的な証拠資料もなしにその主張が認められるのでは、請求人の行為は一体何だったのか。役所の行為や主張には客観的で具体的な正当性は何も求めず、個人にのみ求めるのか。それは少しおかしいと思わないか。今回の手続でお世話をかけた市民局や直接の窓口となってくれた実施機関の職員に、請求人の行為が徒労をかけただけに終わったのなら、横浜市の教育行政には現実の閉塞感を改善する糸口さえ放棄している事にならないか。本件で実施機関の主張のみを認め、本件訂正請求が正当でないとして退けるのなら、それは提出された過去にさかのぼった時点での報告書の類には訂正が認められないという意味だけでなく、現法の情報公開制度の下ではいかなる事例においても訂正請求は認める事ができないという、現実には訂正請求自体が成り立たない制度である事を証明する事となると考える。
- (4) 児童・生徒担当課長と教職員人事課長が市政担当記者・ラジオ・テレビ記者等に於いて平成16年3月29日の記者発表を、請求人保護者は無責任な個人情報流出だっ

たと感じている。記者発表の実施や内容について、実施機関や学校から知らせをもらっていない。よって公表への同意もしていない。

- (5) 学校が聞き取り調査と称して情報収集した内容を、過去も現在も請求人保護者に知らせていない。実施機関からの指示とは言わず、請求人保護者の訴えによって調査すると呼び出しの際に保護者にそう学校が告げている（呼び出しを受けた保護者からの抗議や知らせで知った事実である。）。請求人へのいじめ内容に関しての情報収集を請求人らの名前を使って呼び出し、情報を取得しておきながら、得たものをまったく請求人らに公表しない。
- (6) 校長を中心として行われた、請求人のいじめへの事実確認作業を目的とした情報取得は、決して請求人の為ではなかった。かといって、請求人をいじめていた子供たちの為でもなかった。その情報取得の方法や報告書の内容から判断して、決して校長たちが守ろうとした存在が子供たちではなかったという事実である。実施機関がした記者発表も同様である。請求人らが学校に感じていた認識と遥かかけ離れた内容を一方的に発表した真意は、実施機関が守ろうとしている物は学校で起こった真実や真偽、挙句は行政の正義ではなかった。そのような物など、まさに事の真実など彼等には必要ないのかもしれない。組織から考えればこんないじめや体罰といった個人的な些細な問題の真実は、ねじまげて当然と考えているのかもしれない。しかし、この二つの組織は決して物を扱っているのではない。生身の生きている人間、それも社会で守り育てていかなければならない、大事な財産にもなる子供たちを扱っているのである。本質的な意味で「子供の為」にどうしたらよいのかを置き忘れ、自分たちの立場が先行する組織に、不祥事による自浄能力は望めないと、請求人保護者は強く主張する。
- (7) 確認作業の話合いが15日と17日の二日間かかって終わったのならば、確認作業終了と書く事のできる日付は3月17日であって、前日の16日ではありえないという、請求人の主張が認められるのは当然だと思うのだが、これら認識の仕方に一般社会と横浜市という組織の間に大きな違いがあるとは思われない。

実施機関の主張では、15日の話し合いの結果で相互理解の不足やコミュニケーション不足があった事に一定の同意が得られたと校長が考えたから、15日に事実確認作業が終了したと判断したものとあったが、当事者である請求人保護者には15日に一定の同意をしたという認識がない。当事者に認識がないのに、このように言われるのは不自然である。請求人保護者の認識では、15日の話し合いは全くの平行線であ

った為に確認事項の項目が全く進まなかった。それゆえ17日も継続してその作業を続け、その作業は17日に終えたものである。

- (8) 請求人らの訴えによっていじめの調査として他の児童・保護者から情報を収集しているのに、学校はその結果及び経過を一切請求人らに知らせないで、実施機関に報告書を提出していた。個人情報の本来の利用目的は、請求人らの訴えによる事実調査であれば、学校側に請求人らへの報告義務があるのは当然である。個人情報の利用目的が複数であったり、変更があったのならば、当然本人の同意が必要であり、今回の事例は不正な手段によって個人情報を取得したといっても過言ではない。
- (9) 現在の担任や校長はいじめだったと認める発言をしている。どうしてこの事実を実施機関は認めないのか。いじめは、まだなくなっておらず、実施機関は人権侵害を野放しにしておく体質で、子供たちにどのような教育ができるというのか。

5 審査会の判断

(1) 本件訂正請求について

本件個人情報は、万騎が原小学校で生じた問題について、学校長から教育長に報告を行った文書であり、当該児童、当該教諭及び関係児童の氏名、調査対象者及び調査実施期日、現段階での校長見解等が記録されている。

本件訂正請求では、請求人は、本件個人情報中の「現在、1名との確認作業が終了したところである。」との記述を「現在、1名との確認作業途中である。」と訂正することを求めている。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第34条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報・・・の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

本条は、横浜市が保有する個人情報の内容の正確性を確保する趣旨に基づき、実施機関が保有する個人情報に事実の誤りがあった場合に、正確でない保有個人情報が行政目的に利用されることによって誤った評価や判断が行われ、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するために、個人情報の本人開示によって事実の誤りが確認された場合には、本人が当該保有個人情報の訂正を請求できることとしているものである。また、訂正請求は当該保有個人情報について「事実」の誤りがあると認められる場合に行われるものであり、ここでいう「事

実」の誤りとは、当該個人情報を保有すべき事務の目的、内容等及び当該個人情報の性質、内容等からみて、公的記録又はそれに準ずる資料によって何人でもその過誤が客観的に判断できる事項について、前記事実との間に不一致がある場合をいうものであり、「評価・判断」に関する事項には及ばないものと解すべきである。したがって、ある事実の選択及び当該事実に対する実施機関の評価・判断の内容そのものについての記述は、本条でいう「事実」の誤りには当たらず、訂正請求の対象とはならない。もっとも、評価の基礎とされた行為の有無、評価に用いられたデータ等は、ここでいう事実該当する。

イ ところで、訂正請求があった場合、審査会は職権主義・書面審理主義による審査を原則とする他、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、当該訂正請求に係る行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができ（条例第56条及び横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第24条第1項）、諮問庁は審査会から提示を求められたときはこれに応ずるものとされている他、不服申立人、参加人又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認められる者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができることとされている（条例第56条及び横浜市の保有する情報の公開に関する条例第24条第4項）が、それ以上に、不服申立人と諮問庁とを当事者として審理に関与させ、その弁論を聴き、その提出する証拠について当事者に防御権を尽くさせた上で、取り調べて判決を下すという口頭審理を原則とする裁判手続類似の仕組みをとるものではなく、また、準司法的手続としての行政審判を行う機能及び権限を持つものではない。

このため、審査会における訂正請求の当否に関する審査は、結局、当該訂正請求が「事実」との間に齟齬があり、当該正確でない個人情報が行政目的に利用されることによって誤った評価や判断が行われることによって本人に不測の権利利益の侵害が及ぶおそれのある場合で、現記述における「事実」の誤りがあることが客観的な資料から明らかであるときに限られるものと解すべきである。

ウ 以上のことを踏まえ、本件訂正請求について検討する。

本件訂正請求において、請求人は、「現在、1名との確認作業が終了したところである。」との記述について、確認作業は3月15日及び17日の両日にわたって行われたため、この報告書が書かれた3月16日には確認作業の途中であり、終了と言うのは間違いであると主張し、「現在、1名との確認作業途中である。」と

訂正することを求めているが、これに対し、実施機関は、3月15日に当該保護者と関係者の間で事実確認の話合いが行われ、一定の同意が得られたと考えており、この関係者間の事実確認作業は終了したと判断したとしているため、訂正の必要は認められないとしている。このように実施機関と請求人の主張は相対立するが、これはどのような事実をもって学校の確認作業が終了したかという事実に対する両者の認識と評価の相違に基づくものであるから、訂正請求の対象となる「事実」の誤りには該当しない。

なお、この点につき、請求人は多数の資料を提出しているが、いずれの資料も現記述における事実に対する認識と評価の誤りを主張するものであり、訂正請求の対象となる「事実」に誤りがある場合には該当しない。したがって、条例第36の規定に基づく訂正を要するものとは認められない。

エ 以上のように、実施機関の意見の表明、事実の選択及び評価等に関する部分については訂正請求の対象とはならず、また、事実の誤りを示す客観的な資料等が存在しない場合については、当審査会においてその正誤を審査することはできないものである。このため、実施機関におかれては、このような訂正請求があった場合には、訂正請求を求める者に対し、訂正請求制度の趣旨等の理解を求めるとともに、当該資料を作成した行政目的及び当該資料の利用方法等を丁寧に説明するよう努めることを切に望むものである。

(3) 結論

以上のとおり、教育長が本件個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年7月29日	・実施機関から諮問書及び非訂正理由説明書を受理
平成17年8月19日 (第8回第三部会) 平成17年8月25日 (第67回第一部会) 平成17年8月26日 (第69回第二部会)	・諮問の報告
平成17年9月5日	・審査請求人から意見書を受理
平成17年9月8日	・第一部会で審議する旨決定
平成17年10月13日 (第70回第一部会)	・審議
平成17年11月10日 (第72回第一部会)	・審議
平成17年11月24日 (第73回第一部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成17年12月8日 (第74回第一部会)	・審議
平成17年12月22日 (第75回第一部会)	・審議
平成18年1月12日 (第76回第一部会)	・審議
平成18年1月26日 (第77回第一部会)	・審議